

## [事案 2020-356] がん診断給付金等支払請求

・令和3年10月23日 和解成立

### <事案の概要>

責任開始日前の発症を理由に契約が無効とされ、給付金が支払われなかったことを不服として、契約無効の取消しおよび給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

卵巣がんで入院し、子宮附属器悪性腫瘍手術を受けたことから、平成27年12月に代理店を通じて契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、責任開始日前に発症しているとして契約は無効となったが、以下の理由により、契約無効を取り消して、給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は、本態性血小板血症が責任開始日前に診断確定しているため、契約は無効としているが、自分は担当者に告知をしており、その上で保険会社は契約を引き受けていることから、自分に責任があるとは思えない。募集人も、疾患があるにも関わらず引き受けできてよかったと言っていた。
- (2) 申込時には、募集人に対して既往症を説明し、血液検査のグラフデータを提出した。保険会社は記録がないというが、代理店と保険会社の問題であり、自分に責任はない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の本態性血小板血症は、約款所定の「悪性新生物」に該当し、これが責任開始日の前日以前に診断確定されているため、約款にもとづき契約は無効である。
- (2) 約款の適用にあたっては、告知義務に関わる条項の適用は排除されている上、そもそも附合契約である保険契約にあっては、申立人が主張する各請求の根拠によって影響を受けることはない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面および証拠の検討に加え、申込時の状況を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は責任開始日前に本態性血小板血症と診断確定されていたことが認められることから、本契約は無効となり、給付金の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、申込みの際、血液検査データを募集人に渡したと主張し、事情聴取においてもこれに沿った陳述をしている。また、申立人は、本契約が成立したことを受けて他社の保険を解約したと主張し、事情聴取においてもこれに沿った陳述をしている。
- (2) 募集人の陳述書には、「がん保険のお申込みに先立ち、新たな血液データを申立人からお預かりし、保険会社に提出した。」と記載されており、同陳述書は必ずしも信用性が高いものとは認められないが、募集人が敢えて記載していることからすれば、血液検査のデータを募集人が申立人から受け取った可能性がまったくないと断定することには躊躇を覚える。